

「第5回高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会」

日時：令和2年1月7日（火）13：30～

場所：高知県人権啓発センターホール（6階）

委員氏名：明坂通子、岡田一枝、川本哲郎、笹岡貴文、田村壮児、田村裕、中島香織

（司会からの説明）

（事務局）

当初想定していなかった5回目の検討委員会の開催ということで、今回の会の開催趣旨をまず説明をさせていただきたい。

当初の予定では、この会議は9月に開催した第4回をもって終了し、12月議会に条例案を諮る予定だったが、第4回の検討委員会の際に、委員の皆様から条例案第9条の相談窓口について様々なご意見をいただき、その場で「表現等については調整をさせていただく」とお答えしていたので、本日は庁内で議論をし、調整した第9条の案をお示しさせていただく。あわせて、現在、文化生活スポーツ部の中で考えている県の総合的対応窓口の体制や支援策の推進体制案についてもご説明をさせていただく。これは、現段階では、あくまでも文化生活部の中で考えた案であるので、課内に「犯罪被害者等支援室」というものを現段階すぐに設置できるとは考えていないが、条例が今年4月に施行される見通しが立てば、相談や調整のための新たな専任の職員については、来年度から県民生活・男女共同参画課に置けるよう調整を図っていきたいと考えている。また、県庁における犯罪被害者等の総合対応窓口の明確化にも努めていく。

さらに、検討会の中で、条例に新たな具体的支援策を盛り込んでほしいというご意見もいただいていた。事務局からは、この条例は第1条案のとおり犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることとしているということ。さらには、新たな予算を伴う支援については県庁内の議論なく条例案に記載できないことなどを説明させていただいた。

本日は改めて、条例と犯罪被害者等に関する指針の考え方の整理、来年度作成予定の指針案のイメージについてご説明をさせていただき委員の皆様のご理解をお願いしたいと考えている。加えて、年末にお送りした条例案について、委員から修正のご意見もありましたら、本日改めてお聞きしたいと思う。

なお、参考資料として、これまでにこの会議で出された様々なご意見をまとめたものを配付している。これらいただいたご意見については、条例案に規定がある「高知県犯罪被害者等支援推進会議」に提出し、指針案を検討する際に改めてご意見をお聞きするように考えている。

以上が本日の会の趣旨である。県としては、本日の会をもって、条例案の検討を終了し、2月県議会に諮り、4月の条例施行を目指している。その上で令和2年度から具体的な支援策を規定する指針の検討を行っていきたいと考えている。

(司会からの説明)

(委員長)

今回の第5回の委員会の趣旨については、先ほど事務局から詳しく説明があったとおり。かなり丁寧に対応しているという感じを持っている。

事務局から、修正後の条例案の提示や、関連する内容についてご説明をお願いします。

議題 高知県犯罪被害者等支援条例(案)について

(事務局からの説明)

(委員長)

今のご説明についてのご質問、ご意見があればどうぞ。

(委員)

9条の条文の修正について。第3回、第4回検討委員会の意見を踏まえ、「支援の調整」等、文言を入れていただいた。それを前提として、幾つかの質問をさせていただく。

まず、第9条を読む限り、相談窓口が新たに設置されるということになると思う。そして、「犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ」という表現になっているので、個別の犯罪被害者等の新たに設置される相談窓口が対応するものと理解をできるわけだが、ただ、資料2のほうに、真ん中に小さく犯罪被害者・家族・遺族等という記載があり、その被害者等が相談する相手が、右側にあります専門的窓口、すなわち、県警の県民支援相談室と、こうち被害者支援センターであり、そこで支援を受けるというイメージになっている。そして、下のほうに、「個別ケースの相談」と「支援の調整」とあるが、これは、日常生活の支援機関からの個別の相談を受け、その支援調整を図るというイメージだが、それは、やはり、支援機関を含めて犯罪被害者等が相談し、支援を受けるというイメージでないと本来はおかしいのではないかと思う。

この資料は後々推進会議等で残っていく資料なので、そのことはしっかり残していくよう、質疑を踏まえ、どうするか決めていただきたいと思う。

なぜこういうことを申し上げるかと言うと、第4回までずっと申し上げたが、この犯罪被害者等の特化条例を作る目的は一体何なのかということである。それは政府の第3次基本計画にも書かれているように、犯罪等によって壊された犯罪被害者等の日常生活を修復するということに一番の目的がある。それは、家事であったり、育児であったり、介護であったり、それぞれの確保であったり、仕事の継続であったり、そのように壊された日常を修復するためにこの条例、特化条例というのを作ろうという動きが全国的にも広がっており、また、我々もこのことを目的として、特化条例の制定をお願いしている。

犯罪被害者等の警察に対する相談、センターに対する相談、これらはどうしても限られてしまう。警察では刑事事件の立件に向けて、そして、センターではせいぜい現状行っているのは裁判支援とメンタル支援。そして、被害者に寄り添うことを辛うじて行えているが、何せパワーが足りない。県内に一つしかない民間支援団体だけでは、点の支援でしかない。それを面に広げ、そして、本来の意味の日常生活の修復という意味の被害者支援につなげるために、各自治体、特に基礎自治体、市町村に、この支援の広がりを見せていく、面の展開をしていく。色々な支援機関の多重層的な支援を受ける体制作り。そのために特化条例を作るということなので、どうかこのイメージの中には、ど真ん中に県を置いていただきたい。県はある意味では、公権力を持った、地方政府であるわけだから、そのイメージの中に県をど真ん中に置いて、そして既存の警察の相談、そしてセンターの相談等も当然周りにあるが、特に、県を、支援機関のど真ん中におき、新たに設置される相談窓口で犯罪被害者等が相談にお見えになっても、日常生活の修復という意味での支援機関の調整をしていただくというイメージを持っていただきたいと思うが、なかなかこの図面を見る限り、県のほうにはご理解いただけていないように思う。それが第1点。

それから第2点。本日示されたのは第9条の修正案だけである。前回は、第4条、県の責務について、本来的にパブリックコメントを踏まえて検討が行われるべきではないかということ的前提にすると、前回、「県の責務」ということが十分に書き切れていないのではないか。

私が今日、作成資料として提供した資料の、条文修正案というのをご覧いただきたい。第4条の「県の責務」の囲みの中に、「条例案に役割分担を踏まえ施策の策定・実施等をすることですが、あくまで従来の県のスタンスにとどまる印象を与えたいと思います。県が、相互の連携を確保するように努めるところまで踏み込むと力強い姿勢を示せる。他県の例を見ても、行政の本腰のある所は包括的な体制がとれています。是非いま一步踏み込んで欲しいです。」と書かれている。このパブコメの意見を前提に、前回、私は、県の持っているパワーを背景として、各支援機関に対する働きかけ、支援調整、という文言を、ぜひこの第4条の中に加えていただきたいと申し上げた。参考資料にはその意見の部分がよく反映されていない。抜粋だからかなと思った。第4条に、「県による働きかけと支援調整」という文言をぜひ加えていただきたいと思う。

関連して条文的には第11条、日常生活の支援。ここの条文の中にも、修正案にもあるように、「市町村や各分野の機関に働きかけ、支援調整を図ることによって」という文言を加えていただきたい。被害者支援の本質というのは日常生活の修復である。基礎自治体や各分野の機関にその役割を担うことができるのであって、県はそのパワーを背景に基礎自治体や各分野の機関に働きかけ、支援調整を図ることを明確にする表現にすべきであると考えらる。

同じく、関連して、第19条の連携体制の整備についても、コメントに書いているが、県は各関係機関の連携体制の整備を進めるに当たって、各組織の自主的な連携に任せるだけ

でなく、積極的に県のパワーを背景とした働きかけと支援調整を図るという視点に立った条例にすべきであると思う。この県のパワーを背景とする働きかけと支援調整について、どのように条文に反映させていくかということについて、意見を伺いたい。具体的には、ただいま読み上げた条文修正案、第4条、第9条、第11条、第19条について、赤字で記載しているよう条文を修正していただくよう意見を申しておく。

なお、第4条の関連だが、資料5の第4条の条文において、県が、「前条の基本理念の通り、国、市町村、県民、事業者及び民間支援団体との役割分担を踏まえて、その次に二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するように努めるとともに」とあるが、この、「二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するように努める。」は、非常に大事な文言であるが、第4条に、「県は前条の基本理念の通り」という文言がある。前条の第3条には、(2)のところに、「犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応するとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮すること」という文言があり、他の、県民、事業者等の責務のところには「前条の理念の通り」というところを踏まえ、二次被害ということが記載されている。これは重複となるのではないかということになるので、ここを削除した上で、私のほうの条文の修正案にさせていただきたい。以上です。

(委員長)

委員から、今日提出いただいた資料についてのご説明もしていただいたが、少し前に戻って、事務局からのご説明に対するご質問やご意見がありましたら伺います。(意見なし)

では、今の委員からのご意見・ご質問に戻るが、まず、第1点が資料2の県の犯罪被害者等支援に関する支援体制・推進体制について、支援機関と被害者等の関係というご質問で、資料2の一番重要なところは、先ほど事務局からご説明いただいたとおりで、支援機関と県庁をつなぐ、「支援の調整」を入れられたと。そして、緑の部分が全部県庁の仕事であると。そして、右側のブルーの箇所の上部が専門的窓口で、下部が支援機関となっており、特にこの辺の関係についてが、ご質問の趣旨かと思うが、個別ケースの相談というときに被害者の方がまず相談をするのが県警、センターであり、そこに来なかった方はどういうルートなのかとか。あるいは、下の支援機関との関係はどうなのか。つまり、いきなり支援機関に来られた方は、個別ケースの相談については、県庁に行くことになるのかとどうかという辺りが、確かに分かりにくかったのかなと思うので、まずその辺りからご説明をお願いします。

(事務局)

再度ご説明させていただく。県の県民生活・男女共同参画課は、今現在も総合的対応窓口という位置付けにあるが、この窓口を強化し、PRしていく。犯罪被害者等の方にも届くようにPRをし、まず、この図の左端に「犯罪被害者・家族・遺族等」というところがあるが、まずはこちらで受けたいと考えているということをもう一度説明させていただきたい。そ

の上で、ケースケースによって専門的窓口や支援機関につなぐ。また、そのコーディネート、調整をさせていただき、責任を持って支援をしていくというところが総合的対応窓口の役割だと考えて、今現在、強化するとしている。ただ、被害者の方によっては総合的対応窓口で相談に来られる方もおいでるだろうし、県警やこうち被害者支援センターに直接行かれる方もいらっしゃるだろうし、支援機関と位置付けている各専門窓口に行かれる方もいらっしゃると思う。ただ、そういった関係機関や支援機関、専門的窓口に対しても県の県民生活・男女共同参画課が総合的対応窓口であるということを周知していくので、そういったところに直接行かれる方でも、総合的対応窓口である県民生活・男女共同参画課と今後とも連携を取るようということを知りたい。そのように、県の犯罪被害者等の支援をトータルで行っていききたいと思っている。今回は調整を打ち出した。

(事務局)

資料2の説明について補足をさせていただく。確かに真ん中に書いている、個別ケースの相談と支援の調整という矢印が下に下がり過ぎていて、支援機関にしかかかってないかのように見えるが、ブルーの下地は専門的窓口と支援機関のところに敷いており、両方から、こうち被害者支援センターだけで調整ができないような事例が生じた際には、個別のケースであっても県の県民生活・男女共同参画課に相談をいただければ、具体的に対応をしていくということ。

それから、そのような相談があった際、例えば、その支援機関に対して必要な調整もあれば、そういうことも含めて行うということであるので、矢印が下のほうに下り過ぎていきらひはあるが、これはブルーの敷いている箇所を一体的に県として考えて対応していくということになる。

(委員長)

分かりました。これは上下に分かれているものですね。だから、下のほうが個別ケースの相談になるのかと見たが、今のご説明でよく分かった。要は、真ん中の緑の部分が県庁の役割であり、右側がその専門窓口とか支援機関での役割であると。その全体をこの矢印は通過しているんだということですね。だから、左側の相談支援での「市町村担当課」というのも、別に、その下のところとつながっているんじゃないかと、全体についてやはり相談支援が行くと。そういうことですね。

(事務局)

はい。

(委員長)

分かりました。まずは、この問題について、ご提案いただいた委員はいかがか。もちろんこれから、ご意見をいただいて、この図自体を改善されるということはあろうかと思うが、いかがか。

(委員)

一番左の犯罪被害者等のイメージ図を中に持ってくれば、もう少し分かりやすかったと思うが、真ん中だけ見ると、犯罪被害者等が個別に相談できるのが専門的窓口だけのようにイメージできるので、少し誤解があると思う。図の工夫をしていただきたい。繰り返しになるが、犯罪被害者等の支援の一番の眼目といいますか、本質というのは、被害者等の遮断された日常の回復であるので、それは、支援機関、弁護士会と法テラスというのは、どちらかという上イメージになる。専門的な窓口。それよりも大事なものは、例えば、社会福祉協議会や児童相談所、精神保健センター、労働局、消費者センター等。このような、一定、県が影響力やそのようなことを持っているような機関に、働きかけ・支援調整をするという役割を、県が積極的に果たす。積極的に働きかけ、支援調整をするというそういうイメージにしていきたい。真ん中に出して、逃げてはないんだというところ。何となく、これでこの図を見ていくと、何か犯罪被害者等の問題は、専門的な窓口に投げ掛けて、あと少し表面に見せるようなイメージと見える。そうではなく、繰り返しになるが、我々被害者支援センター、県警は、それぞれの専門的範囲でやれることは限られている。その中で、やっぱり県は、被害者の日常生活の修復を目指してこの特化条例を作ったんだという視点をしっかりとイメージで持っていただきたい。そのようなイメージ図にしていきたい。以上です。

(委員長)

他の委員の先生方、いかがか。今の問題について。

(委員)

今事務局からの説明の中で、総合的対応窓口をこれからも県民の方にPRしていくというお話があり、それは被害者の方にとって、とても安心が強まることになるかと思う。ただ、これは、検討委員会用に作られたポンチ絵だと思うので、これから実際、条例ができて、ホームページに掲載したり、パンフレットを作ったりという中ではもちろん改訂されていくと思うが、改訂されたときには、被害者の方が見て一目で安心できるような図にしていきたいと思う。どこの自治体も条例を作ったら、条文を読むのはなかなか大変なので、イメージ図を作っている。私の配付した資料の2の2は、岡山県の犯罪被害者等支援条例のイメージ図である。真ん中に被害者の方がいて、どこへ相談したとしても、たらい回しになることはなく対応してもらえるし調整してもらえるという安心感があるような図になっているし、1枚めくっていただいたら、最新の犯罪被害者等支援の仕組みで、総合的な相談窓口

として相談も受けるし、他機関とは連携の調整もするし、また市民や事業者に対しては啓発もしていきますよと。正に高知県のうたってらっしゃる活動内容が図で一目で分かるものになっていますので、県条例施行をPRしていく中では、より分かりやすいものに修正していただきたいと思う。

(委員)

今の委員の意見の関連で、他県のパブコメにもあるが、平成21年4月1日に施行された神奈川県条例の第10条2項に、「犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援を受けられる体制を作る」とあるが、その周りを囲む色々な機関、支援機関があるが、どこへ被害者等が来てもきちんと支援を受けられる体制を作りますということが神奈川県条例の中に書かれている。そういうことも踏まえて、このパブリックコメントは、神奈川県のいわゆるサポートステーション、行政がその部分をしっかり考えているという動きを踏まえ、この例を見て、行政の本腰のあるところは包括的な体制を採っています。というこのパブコメの意見があるので、まず紹介したい。

(委員長)

今の問題について、条例が出来上がったら、当然ホームページでこういうものの改訂版とどうか、それを載せていただくということになるかと思うが、他にご意見はございませんか。

(事務局)

委員からいただいた条文修正案について、まず先にお答えしてよろしいか。

(委員長)

まず、今のこの資料2についての話はよろしいか。よろしければ、次にその法文修正案のほうに移る。

(事務局)

条文修正案の第4条の「県の責務」の書き振りについてだが、ご意見を承るということで、第4条については県庁の中で議論をさせていただきたい。

それから第9条の「相談窓口の設置、情報提供等」については、本日配布している資料4をご覧ください。その一番上の「相談窓口の設置、情報の提供等」の箇所、指針に落としていきたいと考えている、今現実に実施されている具体的な事業についてのみ書かれているが、それが例えば女性相談支援センターであったり、ソーレであるとか事故相談所による相談窓口対応、それから教育委員会とか学校における相談体制の充実の話や、警察等が行っている相談の充実ということを含めて、この第9条に規定しているので、委員からいただいたご意見だと、県が、今設置すると言うか、強化充実したいと考えている県民生活・男

女共同参画課の窓口のみの規定になってしまうことから、第9条は現状の規定のままにさせていただきますたいと思っている。

第11条について、資料4を見ていただきたい。保健医療及び福祉サービスの提供ということで、市町村それから民間の事業者等が行っているサービスの提供等について、ここは具体的施策として今現状入れていく予定にしているので、今いただいているご意見であれば、あくまでも県庁がそのように行う、つまり、県民生活・男女共同参画課がそういう働きかけをし、支援調整を図るということのみの条文になってしまうので、第11条についても現状の条文とさせていただきますたいと思っている。

第19条の「連携体制の整備」については、県が主体となって連携体制を築いていくということがこの条文の趣旨にあるので、ここに支援調整という文言が本当に必要なかどうかというのは、庁内で検討させていただきたいと思う。

第18条については、今の条文が、「犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする」と書いているので、県庁の中で必要なもの、民間支援団体の活動の促進を図るために必要なもの、必要な施策と考えるものであれば、この条文で読んで実施していくということになるので、第18条についてもそのままいきたいと考えている。

委員からは、他県の情報进行いただきありがとうございました。参考にさせていただきます。

(委員長)

手続的に、ここで意見を出して、それを県庁でもう1回検討していただいて、条例案を作って、条例案を県議会に出して、県議会で検討していただくというような手順ですが、ここで、今の委員から提出していただいた条文修正案について、今、事務局からご回答をいただいたが、ここで、他の委員の先生方からこの委員の案に対してご意見とかご質問がありましたら伺いますが、いかがか。よろしいか。

では、改めて事務局で、もう1度検討していただくということで、願います。

その次だが、今もその話題が出ていたが、指針案のイメージに関して、これについては、また、委員から今日配付された資料というのがある。事務局から事前に配布された、検討委員会にて出された意見を指針として反映したもののイメージを委員のほうでご覧になって、バージョンアップしたものを作っていただいたということですね。何か補足で今おっしゃることがありましたら。

(委員)

今回、県から資料4とこれまでのこの検討委員会でいただいた意見をまとめた参考資料が配布され、これを見て、とても危機感を持った。今後また推進会議が開催され、新たに推進会議の委員の方が選任されると思うが、どの委員の方もとてもお忙しい中、これまでの検討委員会の資料や議事録などに全て目を通すことはなかなか難しいかと思う。

そこで、この参考資料だけが目に映る形になったときに、意見はこれぐらいなんだなというふうを受け取られてしまうと、この第4回まで重ねてきて、ここで委員の皆さんから出た意見や、パブリックコメントで出た118件の意見ってどこへ行ってしまったんだろうと思う。

県が作った資料4だが、これは県からの説明にもあったように、第1回の検討委員会でこの高知県に条例ができる前に施行されているサービスである。そういうものを抜粋しておられるものなので、余り分からずに見ると、これだけでできているので、被害者に必要なものって一体他に何があるんだろう。推進会議の委員がゼロからまたスタートしないとダメになるんじゃないかという危機感を持ったので、私が配付資料1を作成した。

少し説明させていただくと、この検討委員会では、多くの意見が書面や口頭で述べられておりますし、パブリックコメントでも多様な意見が出ている。今後指針を検討するに当たっては、それらの意見を踏まえたいし、踏まえてほしい。各情報の指針イメージとして、それらの意見を以下のとおり整理した。R1.5.15資料というのは、県から5月15日の検討委員会で資料1として配布されたもの。パブコメで番号を振っているが、これはパブリックコメント、意見に対する県の考え方という9月13日の委員会で配付された資料の番号を示している。委員の意見というのは、議事録も今回全て読み直しまして、各委員の意見が出た議事録の日付を書いている。

少しお時間をいただくが、条例の9条のところで行くと、この指針案のとおりでこういった意見がでていた。「被害者支援に特化した専用窓口の設置と専門知見を有する人員配置」、「広範かつ横断的なコーディネート機能」、「弁護士の助言を受ける機会の確保」、「日本司法支援センター、弁護士から民間支援団体と連携及び弁護士による相談体制の充実」、「専門職の派遣」。これはいずれも、検討委員会の意見としても出ているし、パブリックコメントでも意見が出ているし、委員の意見も出ている。経済的負担の軽減のところですが、これも「支援金、見舞金の給付」、「生活資金の貸付け」、「立替支援金の給付」、「損害賠償請求の援助」、これはいずれも複数回意見が出ているし、パブリックコメントも複数寄せられている。日常生活の支援や、心身に受けた影響からの回復、安全の確保、住居の安定、雇用の安定。雇用のところは労働局からも意見や委員が参加してくださり、「休暇の制度」や、「就労の確保と継続」、「犯罪などによる被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないように配慮」、「労働局と県との連携」という辺りも、意見がしっかりと述べられている。

それから、「県民の理解の推進」、「人材の育成」、第18条の「民間支援団体に対する支援」というところでも、「犯罪被害者等支援に関する業務委託」や「民間支援団体の助成」、「人材育成」、「財政上の措置」、「活動拠点」、「活動場所の提供」というところで、検討委員会において意見が出て、パブリックコメントも出ている。これは、資料4に基づいて作っているので、あくまでも、個別の施策について、委員の皆さんの意見や、パブリックコメントをピックアップしたものである。条例に盛り込むと県が言っている理念的な部分、根幹となる部分については、これには載せていない。各条例に該当するであろう指針案はこのように

なるが、それ以外の意見としても、「手続への参加への支援」や「旅行者、一時滞在者への支援」、「支援従事者の二次受傷に対する支援」、「条例の見直しにて支援推進会議の委員に犯罪被害者等や報道関係者を選任する」といった意見が複数寄せられておりますので、これらの意見が検討委員会の経過の中で、検討委員会の委員からもパブリックコメントでも寄せられていたということは、推進会議の第1回のところできちんと共有いただきたいと思いますと思っております。

私の事務局へのお願いとしては、私が今日配付したこの資料1を推進会議の第1回の資料にさせていただきたいと思っている。また、5分程度で構いませんので、作成者は私ですので、説明の時間をいただきたいと思いますと思っております。

それから、今回これを作って思ったが、検討委員会の手元に来てるパブリックコメントは、118個来ていますから、要約したほうが見やすいだろうと思って、県のほうで要約しているんだと思いますが、要約にすると86しか手元に来ていないので、全部見せていただきたい。特に整理いただかなくて構いませんので、全部資料として検討委員会のほうにいただきたいと思っている。

以上、ご説明は構いませんので、そのとおりにしていただけるのかどうかだけ、返事だけいただきたい。

(委員長)

お願いします。

(事務局)

今日頂いた意見の部分について、こちらが作った参考資料が抜けているという意見等があった。申し訳ありません。なお、本日いただいたご意見もございますので、改めて整理させていただき、これそのものを今度の会議に出すかどうかは、また検討させていただきたいが、落ちている部分はもう一度拾い上げるようにさせていただく。

(委員長)

パブコメの原本については。

(事務局)

それにつきましては、情報公開条例というのがございますので、ちょっとそことの兼ね合いが。氏名とかは消さないで駄目だとか。

(事務局)

現状、課の中で閲覧できるような状態ではなっている、ということなので。

(委員)

私が閲覧に何うということになるわけですね。

(事務局)

よろしく願いいたします。

(委員長)

今の委員のご意見についての質問、ご意見はないか。

(委員)

資料4と、委員さんのほうでお作りいただいた今回の配付資料の対比表と申しますか、何か、一覧して、例えばそれぞれの項目について、パブコメに何人ぐらい同じ項目についてその意見が来たのかという。グラフでも棒グラフでも折れ線グラフでもいいですし、一覧して既に出てきた意見の数量みたいなものが見えるような形の資料となって作っていただけたら。詳細に委員のほうでまとめていただいておりますので、飽くまで県のイメージということだろうけど、資料4との対比で、どこがピックアップされてて、どこがピックアップされてないのかということも推進会議の始めの段階で資料としてお作りいただきたいと思う。

(委員長)

資料2について。やっぱり重要なのは、推進会議で、そこで指針を検討されるとか。あるいは、運用についての点検や見直しということもあるが、これは常設機関なので、普段ここで見直しというのは行われることであると。そうすると、そこでどういう議論がされるかということが重要になるのは疑いのないことなので、今、委員からすごく貴重な資料をご提供いただいたということで、ぜひそちらのほうで活用をしていただきたいということ。それでよろしいか。

それと、先ほども触れたが、今日の配付資料については事前に送付し、委員の先生方に事前にご意見を伺っているということもあり、改めて、ここでそのことを、委員と委員からご紹介いただいたわけだが、委員からもご意見いただいているので、よろしく願いいたします。

(委員)

私のほうは、委員とか委員のように本格的な意見ではなく、条例自体の文言について少し意見を述べる。

順番に出すが、第2条第1項第5号の表現について。他の1号から4号まで全部体言止めになってますけども第5号に関してだけ「支援をいう」とかいう形の表現になっている。それと、途中で、「支援し」「ための支援をいう」という表現となって日本語としてちょっ

とおかしな感じがするので、ご検討いただいたらということが1点目。

次に、第3条第1項第3号の一番最後の行ですが、「直後から必要な支援が途切れることなく提供されること」ということになっているが、法律の中では「途切れることなく」ということなので、いつからいつまでというような表現になっており、直後から再び平穏な生活につなぐことができるようになるまでの間という表現になっているので、これはそういうふうに合わせてほうがいいのではないかとということが2点目。

次に、第4条ですが、これは先ほどの委員の意見とも関連することかと思えますけれども、第4条とそれから第7条、この中にある「役割分担を踏まえて」という言葉が出てくるが、県の責務のところでも国、市町村、県民、事業者、民間支援団体との役割分担を踏まえてというようにあり、また、第7条でも、同じように市町村は役割分担を踏まえてということになっているが、そもそも役割分担というのは、どういう役割分担になっているのかということがあまりはっきりしていないので、少し分かりにくい表現かなというような気がした。それが第3点目。

最後に、第6条第3項。「事業者は、犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り」ということで書いているが、これは雇用する被害者についてということだろうと思うので、「事業者はその雇用する犯罪被害者等が受けた被害状況」ということで、「その雇用する」という言葉を入れたほうが明確になるのではないかと感じた。以上です。

(委員長)

事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

持ち帰りましてもう一度検討させていただく。

(委員長)

今の委員のご意見について、他の先生方、もしご意見ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

既にお答えいただいているならば二重になるが、第4条の「二次被害を生じさせることのないように」、これは基本理念と重複しているのではないかとということに関して検討していただくことについてはいかがか。

(事務局)

全ていただいたご意見については持ち帰り、最終の調整の中で、検討させていただきたいと思う。

(委員長)

他にご意見はないか。では、もう一度振り返って、資料2については、先ほど、色々など意見が出てきて、また改めて改善をしていただくということと、私のほうからの願いは、「支援の調整」という文言が入れられたので、そこを強調されるほうがいいのではないかなというところ。犯罪被害者等支援調整会議と推進会議について、特に推進会議のほうが今後指針でかなり詳しく定められているわけですから、推進会議の役割が重要であるというようにも強調していただきたいと思う。

それと、資料3については、これも例示の展開の例で、案ですから、今後また改善されるだろうが、とにかく指針を定めて推進会議で見直し等は普通に行われるということなので、その辺りのことも明確にしていただければどうかかなと思っている。そんなところでしょうか。

冒頭申し上げたとおり、私も以前に、他の自治体の条例の検討委員会の委員を務めたことがあるが、高知県では非常に丁寧な対応されてるなという印象を持っている。当初は3回の検討委員会ということだったが、パブコメを聞いてからもう1回委員会開き、さらに最後に今度は高知県からの申出で、委員の皆様方からの意見に対して、今回説明をしたいという申出があり、それにまた各先生方、委員の先生方が対応していただき、改善案を提示されるということですから、かなり議論としてはいいものが展開されたのかなという印象を持っている。最後ですので、本当に他の先生方いかがか。

(委員)

私は4回目から参加させていただいたんですけど、1回目から3回目までの議事録を読ませていただき、相当中身が濃い検討委員会だなというふうな印象を持って、前回から参加させていただいた。要は、これから推進会議での指針を定めていくということで、そちらのほうの議論というのが非常に重要となっていると思いますので、この5回の議論が、ぜひそちらのほうに生きるような形で、要は、犯罪被害者の方々が元どおりの生活に復帰できるような、そういうような実効性を持った条例、指針になっていただきたいと考えているところ。

(委員長)

それでは、委員どうぞ。

(委員)

私も全部の会には参加ができなかったが、議論に参加をさせていただき、ありがとうございました。

犯罪被害者の方に対する支援は、行政の取組としては、少し今まで弱かったといえますか遅れてきた部分というのは否めないと思っている。それに対して委員からも今日話があったように、やはり住民の方に一番近いところにおります、私たち基礎自治体がしっかり取り

組んでいくということが非常に大事なことだと思います。その上で、今回県のほうで条例が作られて、支援の基本理念が示されるということの意義は大変大きいと考えている。また、今後、市町村として支援に当たっていく中で、今回のこの推進体制は、あくまでイメージということだが、このような体制が採られて、しっかり市町村間の連携や専門機関とのつなぎ役というのを県のほうで担っていただき、しっかりリードしていただけるというのは、大変心強いところがあるので、今後、また方針も策定をされていくということだが、しっかりと情報共有させていただいて、私どものほうでも取組を進めていきたいと考えている。

(委員長)

確かに、特に今、高知県が県条例を定められるということは、四国で初めてであり、四国は今まで県条例がなかったわけなので、これをきっかけに、やはり四国のほうで、さらに高知県は市町村のほうで条例を作ると思う。というのは実効性のある取組を進めていただきたい。その第一歩になる画期的なことだと思う。最後に、お願いします。

(委員)

この会へ出席させていただき、一番今日良かったと思う感想は、資料の2、総合的対応窓口で、ゆくゆくは犯罪被害者等支援室っていう名前のある看板ができたということで、それは私が実際に、子供たちや保護者をご案内するときに、県庁の中にこういうところがあってあなたは守られていますよっていう看板ができるということで、とても私はうれしく思っており、しかもそこに室長さん、チーフさん、そして担当の方から、コーディネートしてくださる職員さんが来られる構想がもうほぼできているということが、とても心強く、やはり条例があっても、あなたは守られていますよ、ほら、こういうところにこういう支援室ができてますよというのは、その立場になった人が、自分はこちらに行ったらいいんだという所があると、心強く思える。条例は条例で確かに守ってくれるが、人がそこにいる、しかも県庁の中にそういうところがあるっていうのは、私はとても心強く思っており、この条例が早くでき、このような支援室ができたならありがたいなと思っている。また、いろいろ法律的なものも分からないが、中の具体的なことは、支援推進会議でもっと具体的に、もっと被害者の方に寄り添うように、具体案を高知県の県民として作り上げて、本当に困った人がここにいたらみんなが支え合えるという、寄り添っていけるようなネットワークを作る足掛かりができたんだと、今日は本当にそう思っているので、県の方とか委員の皆さん、ご苦勞でしたけど、何か一つ明かりが見えてうれしく思っている。

(委員長)

さらに私からお願いしておくのは、広報。条例ができて、それを県民の皆さんがもしよく知らないということであれば、アクセスされないということなので、せっかくすばらしい条例ができるということであれば、ぜひ、県のほうでもそして国のほうでも広報、宣伝をし

っかりしていただきたいと思っている。

最後にあと、この条例の目的はものすごく明確である。つまり、犯罪被害者の支援なので、犯罪被害者の方にとって何が役に立つのかということですから。それに向かって今後、さらにその推進会議でも議論を展開していただきたいし、それこそ関係機関全て集まっているんなご意見を出していただき、今後、大きく育てていっていただきたいと思う。そして、犯罪被害というのは、これは誰でも起きることで、この間、前回は申し上げたが、京都アニメーションの放火とか、そのような事件を見ると、犯罪被害というのは特定の人に生じることではなくて、全ての国民に生じる可能性があるものだから、それに対する備えというのは非常に重要であるということは申し上げておきたいと思う。

(事務局)

委員の先ほどのご意見に対しては、冒頭でこの資料のご説明させていただきましたとおり、この犯罪被害者等支援室というのは、現段階では直ちに設置するという事は難しいと考えている。ただ、県民生活・男女共同参画課は総合的対応窓口として位置付けられており、この総合的対応窓口の体制を強化するという事で、この体制の内容をご説明し、担う業務のほうも先程説明させていただいたところ。

(委員長)

けれども、こういう資料を作られたということは。

(事務局)

そうですね。この資料に書かれている担う業務については、条例ができましたら、県民生活・男女共同参画課で担っていくということ。ただ、課内に新たに室を設置するという事はなかなか難しいということだが、相談窓口としては明確にしていく。

(委員長)

そして、将来、すぐにできるのは難しいかも知れないが、将来そちらに向かっては努力されるというのは確かなんですか。

(事務局)

今後、犯罪被害者等の支援について、こういった体制が本当に望ましいのかはまた考えていく必要があると思う。

(委員)

総合的対応窓口が県庁の中にあって、被害者の方が相談することができますよっていうPRはされていくってことですよ。

(事務局)

もちろん、そうです。犯罪被害者等相談窓口ということで県民生活・男女共同参画課を位置づけてPRしてまいります。

(委員)

なので、委員がおっしゃりたかったのは、県の中に相談に行ける場所があり、専門の人がいてくれて、そういう人が守ってくれる人がいるということ、紹介できるということがうれしいってお話でしたよね。そういうことができるということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(委員長)

これまで5回にわたりまして骨子案、条例案に対して様々なご意見いただいて非常に活発な議論をしていただいたことに改めて感謝いたします。

本日いただきましたご意見も参考にしてまた事務局のほうで考えていただいて、そして、先ほど申し上げたが、最後、県議会で決めていただくということになると思う。

それで、3の議題のその他について事務局から何かありますか。

(委員)

閉まるころですが、今日、持ち帰って検討いただけるという点が幾つかあったと思うが、委員会が今日で終わりですが、持ち帰って検討いただいた中身を私たちが知る機会はあるのでしょうか。

(事務局)

持ち帰り検討させていただく。あと、この後、2月議会までに法制審議会という庁内で審議する会があります。そちらのほうで了承をされましたら、その案について皆さんに一度、案の段階でお示しをさせていただくこととなっております。その案は、その後、2月議会に上程し、議員に向けて説明させていただくという手順となる。よろしいか。

(委員)

議会のほうで、いろいろ検討が行われると思うが、この条例を検討する委員会は、どういう名称の委員会で、議会にかかるまでのイメージを教えてください。

(事務局)

議会は、危機管理文化厚生委員会となる。イメージというのはどういう感じか。

(委員)

まず委員会にかかって、それからそこで議決か何かされて、それで本会議に諮るのか。

(事務局)

そうですね。委員会に諮られて委員会で議決を受けて、それから本会議に。

(委員)

法的なチェックといったものは。

(事務局)

庁内で行う。

(委員)

それは、委員会にかかる前か。

(事務局)

そうです。

(委員長)

それでは、本日の議事はこれで終了する。進行を事務局にお返しする。

(事務局)

委員長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

以上をもちまして、高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。